

随意契約理由書

1 工 事 名	豊崎入路等鋼桁工事
2 業 者 名	J F E ・ 横河特定建設工事共同企業体
3 随意契約理由	本工事は、淀川左岸線延伸部事業及び淀川左岸線 2 期事業のうち、国道 423 号（新御堂筋）から淀川左岸線本線へ接続する豊崎入路及び豊崎（延伸部）出路の一部について、鋼桁及び鋼床版を建設する工事である。 本工事では、国道 423 号（新御堂筋）との接続部は既設床版との一体（剛結）構造となること。 施工場所の一部が淀川河川内であることから非出水期施工という制約があり、流水幅が狭いため水深が深く流速が速いという厳しい条件を有していることから、設計段階より施工者のノウハウを活用した施工方法を検討し、その施工方法に応じた最適な構造を取り入れる必要がある。 そのため、本工事は発注者によって最適な仕様を設定できず、技術提案を行った提案者による詳細設計が不可欠であることから、技術提案・交渉方式【設計交渉・施工タイプ】を適用し、事業目的達成のために最も有効な技術提案を行った者を優先交渉権者とし、当該技術提案を反映した詳細設計業務を実施した。 今般、詳細設計業務の進捗に伴い、業務成果について評価したところ、実現可能な構造及び施工法であることが確認できた。 本工事は、実施した詳細設計に基づく工事を行うものであり、優先交渉権者である J F E ・ 横河特定建設工事共同企業体が工事実施可能な唯一の者である。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号に基づき随意契約を行うものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号による。	